

「函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例」の主な改正概要

第1条（目的の具体化）

事業の状況によっては盛土等の崩落により町民の命や財産を奪うおそれもあることから、本条例の目的をより明確にするため「町民の生命、財産の保護」について規定。

第2条（事業者の定義の見直し）

土地の所有者、事業に係る工事の請負契約の注文者、契約によらないで自ら事業を行う者のほかに、工事施工者を受注者として追加。

第3条（適用範囲の見直し）

盛土等を規制する独自条例を制定している近隣市町と均衡を図るため面積 500 m²、土量 500 m³から適用。

第4条及び規則（適用除外の追加）

以下の事業を適用除外に追加。

- 1 土地所有者や耕作者が耕作に伴う整地、農業用施設の維持修繕その他の通常の管理行為として行う事業
- 2 日常生活又は土地の管理のために行う事業で、災害の防止及び環境の保全上支障がないと町長が認める事業

第5条（事業者の責務を改める）

事業者（土地の所有者を含む。）はその土地で不適正な埋立て等が行われないよう土地の適正管理に努める規定を追加。

第5条の2（町の責務を規定）

町もパトロール等を行い不適正な埋立て等が行われないよう必要な施策を実施する責務を規定。

第12条の2（関係行政機関との連携協力について規定）

不審な事業者に関する情報等については県及び周辺市町と積極的な情報共有を図り、連携して必要な施策等を展開できるように規定し、少しでも町民の安心安全で良好な生活環境を確保できるよう努める。

第16条（未着手事業に対する猶予期間の見直し）

条例に基づく許可処分後の処分の効力については2年間存続していたが、1年間までとする。

第20条（措置命令の目的の追加）

事業に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止に環境の保全を追加。

第21条（違反事実の公表の見直し）

条例の規定に基づく行政処分を受けた事案について、災害の防止及び環境の保全を図る必要がなくても、公表することができることとする。